

STマーク付の玩具には、注意表示とともに、絵記号による 各メーカー統一の注意表示マークが付いています。



事故の場合の補償

STマーク付玩具で万一事故が起こった場合に、被害者に対して、必要な賠償等を行えるように、また、消費者の事故補償を確保するため、STマーク制度では、企業が支払う損害賠償に対する補償制度を設けています。STマーク使用許諾契約を締結する事業者は、本会が運営するPL賠償補償、最高額・対人1億円、対物2千万円)等の共済制度への加入が義務付けられています。



≪検査機関≫

名称	連 絡 先(URL)
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 東京事業所	http://www.mgsl.or.jp/
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 大阪事業所	http://www.mgsl.or.jp/
一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 東京事業所	http://www.jcii.or.jp/
一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所	http://www.cerij.or.jp/
一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	http://www.jcii.or.jp/
Hong Kong Standards and Testing Center	http://www.stc-group.org
CMA Industrial Development Foundation Limited	http://www.cmatcl.com
Intertek Testing Services Hong Kong Limited	http://www.intertek.com
SGS Hong Kong Limited	http://www.hk.sgs.com
SGS Thailand Limited	http://www.th.sgs.com
Intertek Vietnam Limited	http://www.intertek.com
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 香港事業所	http://www.mgsl.or.jp/

一般社団法人 日本玩具協会 〒130-8611

東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL.03(3829)2513/FAX.03(3829)2510

詳しくは、日本玩具協会ホームページ(http://www.toys.or.jp)を参照下さい。



STマークは、ST基準に適合すると認められた製品又はそのパッケージに表示されています。

玩具安全基準合格 4912345 67890 4



15

(一社) 日 本 玩 具 協 会 東京都墨田区東駒形 4-22-4

- ※ STマークは、Safety Toyの頭文字をデザイン化したものです。
- ※ STマーク中の数字「4912345 67890 4」は、ST合格番号 (JANコード)を表しています。
- ※「15」は、受検申請時の西暦年号下2桁の数字を表しています。



STマーク制度は、① 玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、② ST基準適合検査の実施(検査機関)、③ 事故の際の賠償補償制度から成り立っています。この制度に参加する場合は日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、本会が指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンブル検査を受検します。検査に合格した玩具について「STマーク」の表示が認められます。



ST基準について

「おもちゃ」は、子どもにとって楽しく、面白く、心身の成長に役立つものでなければなりません。また、使用者が子どもであるというその特性上、丈夫でかつ空全であることが最も重要です。

玩具の安全対策については、本会では1971年(昭和46年)に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、更には材料の安全性などでこの基準に合格した玩具に「ST(セーフティトイ)マーク」を与えています。この安全基準は、ISO等国際基準を採り入れて改定されています。

安全基準の適合検査に合格したおもちゃは ST(Safety Toy=安全玩具)マークを表示し、 「お子様が安全に使用できるおもちゃ」で あることを示しています。

機械的および物理的特性の検査

この項目ではおもちゃの形状や強度に関する検査を行っています。

【検音例】



おもちゃの先端が鋭くないか? おもちゃの先端を棒状のテスターに 当てて調べます。テスターが赤く点灯 してしまうと先端が鋭くケガをする 恐れがあると判断されます。



子どもの喉に届かないか? 乳幼児向けのおもちゃの検査。 口の形を模した円形の穴のあいた テスター(試験器具)をおもちゃ (の一部)が通過しないかどうか 調べます。通過してしまうとのどを 詰まらせる恐れがあると判断されます。



可燃性の検査

表面がパイル地又は布で作られている柔らかい「ぬいぐるみ」や玩具のテント・家、その他子どもが身に着けるものについて、使用してはいけない材料(セルロイド等)が使われていないか、また燃えやすい「材質」ではないかを調べます。



化学物質の検査

おもちゃの材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。

厚生労働省が定める食品衛生法の基準の他、ISO8124(玩具安全国際規格)などを 参考に基準を作っています。

例えば、玩具の塗装からの鉛の溶出については、国際基準(ISO8124)などと同じ基準 (塗装1kg当たり90mg)を採用しています。